

令和元年10月18日

第28回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第28回総会議事録

1. 日 時 令和元年10月18日(金) 午後1時30分
2. 会 場 吉井田支所 大会議室
3. 出席委員 24名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 3番 柴山 栄重
4番 片平 隆 5番 加藤 良子 6番 宍戸 忠一
7番 渡邊 敏明 8番 加藤 功 9番 油井 妙子
10番 渡邊 俊春 11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴
13番 佐藤ミツエ 14番 渡邊 賢一 15番 尾形 寅昭
16番 古関 恵子 17番 関 健一 18番 安田 善喜
19番 渡邊 友一 20番 黒澤喜久夫 21番 齋藤 貴裕
22番 宍戸 薫 23番 鈴木 顯典 24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 なし
6. 事務局の出席者
事務局 長 高橋 善則
次長兼庶務係長 野田 昌宏 主 査 菊田 いづみ
農地係長 阿部 裕一 主 査 吾妻 訓圭

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第6号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

報告の内容

- 第1号 農地等の買受適格証明願出について
- 第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第5号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第6号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第7号 民事執行法による売却に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第8号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

事務局長 本日は台風の影響のある中、また、大変な状況の中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

それでは、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議 長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 本日、欠席のご報告、ございません。

議 長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、24名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期第28回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

6番：宍戸 忠一委員、18番：安田 善喜委員 を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の吾妻主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。会期は、本日16時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご異議ございませんので、会期は本日16時までと決定いたします。

議案を上程いたします。 事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(129件)】

合計129件、令和元年10月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議 長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転9件、賃借権設定1件の計10件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番から4番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2 番 議長2番(発言を求める。)

議 長 2番(発言を許可する。)

2 番 1番につきましては、譲受人が、隣接地の農地を買い求め、営農拡大を図るということでございます。区域協議会で現地調査等をさせていただきまして、許可相当と判断させていただきました。なお、高価格でありますけれども、この地域につきましては、市街化区域内でありますので、これもやむを得ない価格ではないかということになりました。

2番につきましては、譲受人が経営規模拡大のために、買い求めるということでございました。これも、区域協議会では、許可相当と判断させていただきます。

3番は、譲受人は、大波地区にあります学園の園長を務めている方でございまして、新規農業開始ということでございます。生産物は、学園の食材等にも活用したいということでの申請になります。この件につきましても、区域協議会で慎重に審議いたしました結果、許可相当と判断させていただきました。

4番は、一般法人であります譲受人が、これは、もも缶詰をはじめ果実缶詰の製造をやっている会社でございまして、自前で、もも生産を始めるということで、賃借権の設定をするための申請でございます。なおこの法人につきましては、担当6名の社員の皆さん方が、各農家に研修に出かけまして、摘果、消毒作業、袋かけ、そして収穫作業等、2年間に渡りまして実践勉強をし、今に至っているところでございます。なお、会社の定款の中にも、農業生産という条項がありますので、区域協議会では、許可相当とさせていただきます。よろしくご審議をいただきたいと思っております。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号5番及び3ページ、6番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5 番 議長5番（発言を求める。）

議 長 5番（発言を許可する。）

5 番 整理番号5番の現地は、今は田んぼなんですけど、それを畑にする計画で、譲受人は高齢ではありますけど、一生懸命やりたいということで、区域協議会では問題はないということになりました。

6番の譲受人は、野菜を作ることにはなっているんですけど、現地確認したところ荒れているものですから、それを再生して耕作したいということなので、区域協議会では許可相当と判断しました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10 番 議長10番（発言を求める。）

議 長 10番（発言を許可する。）

10 番 整理番号8番につきましては、農地の生前一括贈与でございまして、親子間の贈与でございます。区域協議会の中では特に問題なしということで、許可相当と判断しましたので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号9番及び10番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおり

です。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議長 15番（発言を許可する。）

15番 整理番号9番については、3～4年前に譲渡人が住宅を建築した際、譲受人の農地を一部転用した経過がありまして、その時の交換ということで、贈与するものであります。整理番号10番については、譲受人は酪農経営をしております、今回の申請により、飼料作物を栽培するため、3条で取得するものです。いずれも区域協議会で問題なく、許可相当と判断しました。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし〕の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 議案書4ページ、区域番号7番、整理番号11番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 23番（発言を許可する。）

23番 譲受人が、自作地続きということもあり、経営規模の拡大となっております。区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議の程、よろしくお願いいたしますと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし〕の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔異議なし〕の声

議長 異議なしと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から11番までの10件、原案のとおり許可と決定いたします。次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 5ページをご覧ください。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域及びその他の区域の自己転用2件の許可申請で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」とおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 整理番号1番に関しては、議案3号の内容と関連をしております、分家住宅を造るということでございます。整理番号2番は、申請者の自宅の通路部分の幅員を広くするというので、区域協議会では

何ら問題はないと審議しましたので、よろしくお願ひいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第2号、農地法第4第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。
次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 6ページをご覧ください。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、賃借権設定1件、使用賃借権設定7件の計8件の許可申請で、市処分案件です。
いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5 番 議長5番（発言を求める。）

議 長 5番（発言を許可する。）

5 番 整理番号1番は、譲受人が、農業用施設・ライスセンターを造るということで、音が昔より静かになるということで、事業計画や、音の発生について周りの各家に説明をして、この場所に造るというものです。
整理番号2番は、譲受人は譲渡人の土地の隣に分家を造るということで、何ら問題はないと協議会では判断しましたので、審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

18 番 議長18番（発言を求める。）

議 長 18番（発言を許可する。）

18 番 私たちの法人組織もライスセンターを造ってしまして、モミの細かい粉塵が飛ぶということで、住宅に近い所からかなり離れた田んぼの真ん中に移転したわけですが、理由は音だけでなく、細かい粉塵が稼働中は飛ぶということで、ここはそのような苦情も説明しているのか、でなければ問題になると思うんですが。私たちも苦情の対応時に家の中まで入れられて、家の中にもホコリが付いていたりするのを見せられたので、そういうことまで確認したかどうか。音の問題だけでなく、後で色々な問題が出てこないか、心配している。ライスセンターは迷惑施設ですから、苦情が来るので、その辺、もう1度、経験者として申し上げます。

4 番 議長4番（発言を求める。）

議 長 4番（発言を許可する。）

4 番 実際に私もライスセンターを見ているわけではありませんから何とも言えませんけれども、近隣の農家2軒に対しては、説明をしてこういうものを建てますという了解を、1軒はもらってもう1軒は、これから交渉する予定であります。区域協議会としては、そういうものをちゃんと担保した上での、許可相当ではないかと判断しております。

農地係長	議長（発言を求める。）
議長	事務局（発言を許可する。）
農地係長	補足説明をさせていただきます。1番の農地所有適格法人につきましては、国の、産地パワーアップ事業という補助を受けて、やりたいということで、先月、国の方から認可になりまして、建物も新築で、集塵・排気施設もきちんとした形で造るということと、事務局としても、周りの方の理解と説明が必要と感じておりましたので、北福島の区域長さんに相談したところ、担当推進委員さんにも協力いただいて各町会長さんや、地区の方には了解いただいている状況でございます。
議長	そういう経過があるそうですが、よろしいですか。
18番	わかりました。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	只今補助事業のお話をなさいましたけれど、補助事業関係の事務手続きと、農地法に関わる許可というのは、並列的に動かないといけないと思うんですよね。だから、農業委員会に申請が上がる前の住民理解は、申請の条件にしていかなければいけないと思うんですよね。トラブルが起きてからでは遅いと思うんですよ。私も、補助事業でこういう施設関係に携わってきましたけれども、音もホコリもやっぱりすごいです。ですから法人さんの方も、転用許可は理解と説明が大切ということをお願いしたいと思えます。特に答えを求めるものではありません。
議長	事務局の受付対応、よろしく願いいたします。 そのほか、みなさんの方からございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。 よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	10番（発言を許可する。）
10番	分家住宅として、ということで、分家住宅の条件を満たしており、使用貸借権の設定でございますので、区域協議会の中では許可相当と判断いたしました。よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。 よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
13番	議長13番（発言を求める。）
議長	13番（発言を許可する。）
13番	譲渡人と譲受人は親子関係にありまして、譲受人は娘さんの夫です。現在、同居しているそうです。今回、分家住宅を建てられることになり、道路に面していますし、農地の区分から

見て問題ないと、区域協議会で判断いたしました。よろしくお願ひします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。
よろしくお願ひいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議 長 15番（発言を許可する。）

15番 整理番号5番については、隣接して電話会社の携帯無線基地がありまして、建設から20年近く経過しておりまして、基地局塗装のための作業場、資材置場として一時転用するものです。区域協議会において特に問題はなく、許可相当と判断いたしました。よろしくお願ひします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 議案書7ページ、区域番号7番、整理番号6番から8番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議 長 23番（発言を許可する。）

23番 整理番号6番ですが、只今の整理番号5番と同じで、電話会社の鉄塔の塗装工事のための、資材置場とか、露天駐車場のための一時転用でございます。
整理番号7と8については、分家住宅敷地で、転用にあたり周辺農地には影響はないということで、区域協議会では3件とも、許可相当と判断しましたので、よろしくお願ひします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から8番までの8件、原案のとおり許可と決定いたします。
次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書8ページをご覧ください。議案第4号、現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。
証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。
区域番号5番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15 番 議長15番（発言を求める。）

議 長 15番（発言を許可する。）

15 番 現地調査を、去る8月27日に、事務局、農業委員、最適化推進委員で、現場を確認して参りまして、願出事由に書いてありますとおり、周辺の山林と一体化しており、非農地と判断いたしました。先の区域協議会では、証明をして問題なしと判断いたしましたので、よろしくお願ひします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 「異議なし」の声

議 長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議 長 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書9ページ 議案第5号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。

一般分のうち利用権設定が17件、51,429㎡、所有権移転が2件、10,004㎡、福島県農業振興公社への貸付分が6件、13,155㎡、JAふくしま未来、農地利用集積円滑化団体への貸付分が3件、8,230㎡で、いずれの計画も経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

一般分ですが、議案書10ページ、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」とおおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2 番 議長2番（発言を求める。）

議 長 2番（発言を許可する。）

2 番 整理番号1番、2番につきましては、使用貸借権の再設定でございまして、区域協議会では問題ないと判断させていただきました。よろしくお願ひします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 「異議なし」の声

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」とおおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5 番 議長5番（発言を求める。）

議 長 5番（発言を許可する。）

5 番 整理番号3も再設定ですので、区域協議会では問題はないと審議いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 「異議なし」の声
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号4番から11ページ、9番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議 長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号4番、5番については、利用権を設定する者の旦那さんが亡くなりまして、奥さんが農業ができないということで、利用権の設定を受ける者をお願いをするという新規の案件でございます。

6番から8番の一筆については、新規でございますが、6番は高齢になって作付けができないと、いうことでございます。なお、7番については、作付をするのがそばということで、利用権の設定を受ける者は現在もそばを作っておるということで、問題ないということでございます。

8番の一筆、9番についても、主に再設定でございますので、問題ないということで、区域協議会の中では問題なしと判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 「異議なし」の声
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号10番及び12ページ、11番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議 長 13番（発言を許可する。）

13番 10番は、利用権の設定を受ける者のお父さんが、以前から作っていた場所であります。利用権を設定する者は、鉄工所をやっていた方なんで、今はお辞めになりましたが、農家はできないということで、利用権の設定を受ける者をお願いしたいということです。

11番は、利用権を設定する者のお父さんが、去年の12月に亡くなるまで、利用権の設定を受ける者の土地の東側にあたる場所を耕作しておりましたので、自分ではできないので代わりにやっていただけないかということです。亡くなる以前から耕作はされているとお聞きしました。私も現地を見て来ましたが、利用権の設定を受ける者はフルーツラインの、以前からある、とてもはやっている果樹園をやっていますので、区域協議会では問題はないと判断いたしました。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

24番 議長24番（発言を求める。）

議 長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号11番の1筆について、梨畑の小作料が、250,809円とあるんですが、この設定には特別な事情があるんでしょうか。

議 長 13番。

13番 利用権の設定を受ける者の所に行って、話を聞いて来ました。果樹園の経営拡大と、自宅周

辺に土地を集約することを考えていたので、以前から話をいただいております、ちょっと高額かなとは思いましたが、自分の将来を考えて、お受けいたしますということにしたとお聞きしました。

議 長 よろしいですか。

24 番 わかりました。

議 長 そのほか、何かございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号12番から14番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15 番 議長15番（発言を求める。）

議 長 15番（発言を許可する。）

15 番 整理番号12番、13番は新規ではございますが、今まで利用権の設定を受ける者が耕作しておりまして、改めて利用権設定をして、引き続き耕作をするものでございます。整理番号14番については、今回、再設定ということで引き続き耕作するもので、先の区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願いいいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号15番から13ページ、17番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23 番 議長23番（発言を求める。）

議 長 23番（発言を許可する。）

23 番 整理番号15、17番については再設定で問題なしです。16番については、新規就農なんですけど、本人のお母さんが共有名義の土地を借りて、水稲ときゅうりを、これから栽培したいということなので、区域協議会では問題なしと判断しました。よろしくお願いいいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 14ページ、所有権移転分ですが、区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5 番 議長5番（発言を求める。）

議 長 5番（発言を許可する。）

5 番 整理番号1番の移転を受けようとする者は、親子で別の事業をしたいということで、子にあたる者が水稲を作るということで今回、購入されるようです。区域協議会ではなんら問題はないということなので、審議の方、よろしくお願いいいたします。

議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議 長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議 長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
13番	議長13番（発言を求める。）
議 長	13番（発言を許可する。）
13番	2番の説明をいたします。移転しようとする者は、現在、勤めております。そのお父さんが昨年12月に亡くなられて、今年度は、移転を受けようとする者が耕作されたそうです。周りも果樹地帯で、放置されると周りの人達が困ってしまうということで、相続した息子さん が農業ができないため、移転を受けようとする者に売るという案件です。区域協議会では何 ら問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。
議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議 長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	15ページ、福島県農業振興公社への貸付分ですが、区域番号2番、整理番号1番及び2番 の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議 長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
5番	議長5番（発言を求める。）
議 長	5番（発言を許可する。）
5番	整理番号1番ですが、若手で頑張っている方が借り受けるので、区域協議会では何ら問題 はないと判断しました。 2番は、もも畑を持っている方が借り受けるということで、新規なんですけど区域協議会では 何ら問題はないということなので、ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議 長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議 長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議 長	10番（発言を許可する。）
10番	整理番号3番は、新規でございますが、借りる方は同じ佐原の方で、現在も水田を幅広くや っている方でございます。区域協議会では何ら問題はないということでしたので、ご審議 の程、よろしくお願いいたします。
議 長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議 長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号4番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
 議長15番 議長15番（発言を求める。）
 議長 15番（発言を許可する。）
 議長15番 整理番号4番の件ですが、利用権を設定する者が、もう農家はやらないということで、農業振興公社に貸し付けますが、耕作する人はもう決まっていますので、先の区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願いいたします。
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 議長 「〔異議なし〕の声」
 議長 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
 農地係長 区域番号7番、整理番号5番及び6番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
 議長23番 議長23番（発言を求める。）
 議長 23番（発言を許可する。）
 議長23番 整理番号5番、6番ですが、借りられる方は法人となっております。区域協議会では問題ないと判断しましたので、よろしくお願いいたします。
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 議長 「〔異議なし〕の声」
 議長 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
 農地係長 議案書16ページ、JAふくしま未来、農地利用集積円滑化団体分ですが、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
 議長2番 議長2番（発言を求める。）
 議長 2番（発言を許可する。）
 議長2番 農地利用集積円滑化団体の関係する案件でございます。1番の利用権の設定を受ける者は、再設定でございましたので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願いいたします。
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 議長 「〔異議なし〕の声」
 議長 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
 農地係長 区域番号3番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
 議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
 議長10番 議長10番（発言を求める。）
 議長 10番（発言を許可する。）
 議長10番 整理番号2番でございますが、現在もももを栽培しておりまして、再設定ということで、区域協議会の中では問題ないと判断されました。よろしくお願いいたします。
 議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 議長 「〔異議なし〕の声」

議 長 2 番
農地係長

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号5番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします
します。

1 8 番
議 長

議長18番（発言を求める。）
18番（発言を許可する。）

1 8 番

整理番号3番については、私が関連する会社についての案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議 長

議事を一時休議します。18番、一時退席願います。

1 8 番

（一時退席する。）

議 長

それでは、議事を再開します。
調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1 5 番
議 長

議長15番（発言を求める。）
15番（発言を許可する。）

1 5 番

整理番号3番についてでございますが、今回、再設定ということで、引き続き耕作するものでございます。先の区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長

それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長

異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
18番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

1 8 番

（入室、着席する。）

議 長

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

次 長

17ページをご覧ください。議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についてでございます。こちらにつきましては、認定農業者から申請のあった農業経営改善計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率的かつ総合的利用を図るために適切であること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定農業者の認定を行うことにより、区域協議会、総会の意見が10月23日に開催される農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状5年後の目標が達成される見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願いいたします。
18ページ、認定農業者新規分につきまして、区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2 番
議 長

議長2番（発言を求める。）
2番（発言を許可する。）

2 番

整理番号2番でありますけれども、今、大変頑張っている農業者であります。24aの施設を1人で経営するのは大変でございますけれども、幸いきゅうりは、機械共撰が、保原JAが統合されまして、保原で利用できるようになりまして、機械共撰で出荷をしているところ

でございます。そういう面でも、今後、認定農業者として頑張ってくださいよう、区域協議会でも、認定相当とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 区域番号2番、整理番号2番及び3番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5 番 議長5番（発言を求める。）

議 長 5番（発言を許可する。）

5 番 整理番号2番は、国鉄を退職して、近くの田が荒れているというのがどうしても駄目なようで、水稻をやるということで計画書を作りました。

3番は、直売の方に力を入れて、経営の安定化を目指したいということで、果実をやるということで、区域協議会では何ら問題はないということでしたので、審議の方、よろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 区域番号5番、整理番号4番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15 番 議長15番（発言を求める。）

議 長 15番（発言を許可する。）

15 番 整理番号4番は、新たに認定農業者として申請するものですが、申請人は飯野の青木地区で、菌茸を栽培している後継者でありまして、意欲ある農業者でございます。先の区域協議会においては問題なしと判断され、承認相当と判断されました。よろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 続きまして議案書19ページ、再認定分ですが、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2 番 議長2番（発言を求める。）

議 長 2番（発言を許可する。）

2 番 整理番号1番と2番は、2人とも、地域では中堅的な農業経営を立派にされている方でございます。1番については露地野菜、2番については施設野菜で生産をされている方でございます。区域協議会では、再認定相当と判断させていただきました。よろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 区域番号2番、整理番号3番から20ページ8番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5 番 議長5番（発言を求め。）

議 長 5番（発言を許可する。）

5 番 整理番号3番から8番までなんですが、再認定なので、この経営改善計画内容がしっかりとしているということで、区域協議会では何ら問題はないと判断しましたので、審議の方、よろしく願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 区域番号3番、整理番号9番及び10番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10 番 議長10番（発言を求め。）

議 長 10番（発言を許可する。）

10 番 整理番号9番、10番でございますが、この両名については積極的に農業経営を行っている方で、再認定ということで、区域協議会の中では問題なしということでしたので、よろしくお願ひします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 議案書21ページ区域番号4番、整理番号11番から22ページ16番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

13 番 議長13番（発言を求め。）

議 長 13番（発言を許可する。）

13 番 整理番号12番については、私に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議 長 議事を一時休議します。13番、一時退席願ひます。

（一時退席する。）

議 長 それでは、議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12 番 議長12番（発言を求め。）

議 長 12番（発言を許可する。）

12 番 整理番号11番から16番までの6件、共同申請者も含めて7名の方の再認定でございます。それぞれみなさん、区域において、大変優秀な経営をしております、5年後の目標についても、達成できるものと、区域協議会では判断しまして、再認定で問題なしと、いうことでございます。よろしく願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 区域番号5番、整理番号17番から23ページ、21番までの5件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

16番 議長16番（発言を求める。）

議 長 16番（発言を許可する。）

16番 整理番号20番については、私に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議事を一時休議します。16番、一時退席願います。

16番 （一時退席する。）

議 長 それでは、議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

15番 議長15番（発言を求める。）

議 長 15番（発言を許可する。）

15番 整理番号17番から21番までの5件であります。いずれも再認定でありまして、5年後の目標ならびに経営改善計画内容につきましては、区域協議会において承認が相当と判断されました。よろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 区域番号6番、整理番号22番及び23番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議 長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号22番と23番いずれも、地域で中核をなす立派な農家でございます。2人とも、経営改善計画どおり、今後の目標を達成できるものと判断されました。再認定相当と、区域協議会では判断されました。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 議案書24ページ、区域番号7番、整理番号24番から、25ページ32番までの9件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議 長 23番（発言を許可する。）

23番 区域番号7番ですが、9名の方で、みなさん、地域では中堅農家なので、区域協議会では、承認することに異議ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議 長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次 長 続きまして、議案書26ページ、認定新規農業者分ですが、区域番号7番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議 長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議 長 23番（発言を許可する。）

23番 整理番号1番は、新規就農ということで、区域の委員さんもお話をされたら、一生懸命やるということなので、承認、お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 それでは簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議 長 異議なしと認め、議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決については、原案のとおり決定いたします。
13番、16番が入室しますので、議事を一時休議いたします。
(入室、着席する。)

13番、16番 議 長 次に、報告を事務局よりお願いします。
農地係長 議案書27ページ、報告第1号、農地等の買受適格証明願出について、区域番号2番、整理番号1番の1件について、記載のとおり証明を行っております。
議案書28ページ、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、区域番号2番、整理番号4番及び5番の2件、区域番号3番、整理番号6番から29ページ10番までの5件、区域番号4番、整理番号11番から30ページ、13番までの3件、区域番号7番、整理番号14番の1件、以上14件について、記載内容の受理を行っております。
議案書31ページ、報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号2番、整理番号1番の1件、区域番号4番、整理番号2番の1件、区域番号7番、整理番号3番の1件、以上3件について、記載内容の受理を行っております。
議案書32ページ、報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番の1件、区域番号2番、整理番号2番から5番までの4件、33ページ区域番号3番、整理番号6番及び7番の2件、区域番号4番、整理番号8番の1件、区域番号5番、整理番号9番及び10番の2件、議案書34ページ、区域番号6番、整理番号11番の1件、区域番号7番、整理番号12番及び13番の2件、以上13件について記載内容の受理を行っております。
議案書35ページ、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について、区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、区域番号4番、整理番号4番から36ページ6番までの3件、以上6件について記載内容の受理を行っております。
議案書37ページ、報告第6号、許可の条件を履行したことの証明について、区域番号3番、整理番号1番の1件、区域番号5番、整理番号2番の1件、以上2件について記載内容の証明を行っております。
議案書38ページ、報告第7号、民事執行法による売却に係る照会に対する回答（調査結果）

について、区域番号4番、整理番号1番の1件について、記載内容の回答を行っております。報告第8号、地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について、区域番号2番、整理番号1番の1件、区域番号3番、整理番号2番の1件、区域番号4番、整理番号3番の1件、以上3件について、記載内容の回答を行っております。報告は以上です。

議長 只今の報告について、ご質問等ございませんか。

〔質問等なし。〕

議長 ご質問等ございませんので、以上で報告を終了します。

続きまして、10月7日、「令和2年度福島市農地等利用最適化推進施策についての意見提出」をいたしましたので、事業報告を会長職務代理の大宮篤司委員よりお願いします。

会長職務代理 〔会長職務代理より事業報告〕

会長 次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会においてご報告いたしましたが、追加、変更等があれば、事務局より報告願います。

農地係長 追加、変更等ございません。

議長 その他、皆様からなにかございませんか。

〔その他、発言なし。〕

議長 何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会の前に、ここで、今回の台風19号の被害状況等について、この福島市でも被害に遭ったところがございます。各区域協議会での被害の状況や、現在の状況等、ご報告いただければと思ひまして、各区域協議会の会長さんに、報告いただきたい。

各区域協議会会長 〔各区域の被害状況等について報告〕

議長 阿武隈川沿いにおいては、大分、被害を受けられた方々がいらっしゃいます。お見舞い申し上げます。1日も早い復旧を願うところでございます。

その他みなさん、ございますか。

〔その他、発言なし。〕

議長 なければ、これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 〔会長職務代理より閉会の言葉〕

慎重審議ありがとうございました。

これで、第28回総会を終了いたします。

(午後3時10分)

令和元年10月18日

これは、福島市農業委員会第28回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人6番 _____

議事録署名人18番 _____